

平成24年8月1日

お客様 各位

大阪信用金庫

## 個人向け国債の中途換金調整額の計算方法変更のお知らせ

個人向け国債を保有されているお客様が満期前に中途換金される場合、中途換金時の換金金額は「額面金額 + 経過利子相当額 - 中途換金調整額」で計算され、中途換金調整額をお支払いいただくことになっております。

中途換金調整額の計算方法は、復興特別所得税の創設に伴い、平成25年1月10日より下記のとおり変更されることになりましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の内容

変更前	変更後
直前2回分の各利子(税引前)相当額 × <b>0.8</b>	直前2回分の各利子(税引前)相当額 × <b>0.79685</b>

(注1)購入時に初回利子の調整額の払い込みがある場合は、上記の中途換金調整額から初回利子の調整額(税引前)相当額が差引かれます。

(注2)特例による中途換金(第2期利子支払日前までの中途換金)の場合は、上記の計算方法と異なります。

#### 2. 変更の適用時期

平成25年1月10日に中途換金を行う(国が買い取る)分から適用されます。

なお、同日以前に発行された個人向け国債にも、この変更が適用されます。

本件の詳細につきましては、財務省ホームページをご覧ください。

<http://www.mof.go.jp/jgbs/individual/kojinmuke/houdouhappyou/240131chutokankin.pdf>

以上